平成２２年（フ）第１３４８号
大阪府松原市東新町３丁目10番25号、前住所大阪府松原市河合５丁目245番地　1344号
債務者　矢口　二郎
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３６９号
堺市西区鳳中町７丁252番地２
債務者　二見　和広
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３８３号
堺市南区三原台１丁３番30―102号、前住所堺市南区鴨谷台３丁３番６―414号
債務者　中島　幸彦
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４２９号
大阪府河内長野市南花台８丁目17番１―219号
債務者　尾崎　弘司
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４５２号
堺市中区土師町２丁14番４号
債務者　佐竹　基正
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４６１号
堺市堺区大町東４丁２番23―1003号
債務者　京師　和馬
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５３６号
堺市堺区柏木町４丁４番11―205号
債務者　古賀　誠之
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５９８号
岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第３地割27番地11、旧住所岩手県紫波郡紫波町高水寺字田中75番地31
債務者　丸山　丈実
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６２１号
岩手県紫波郡矢巾町大字高田第10地割27番地７、旧住所岩手県花巻市南諏訪町22番地３　パークハイツ阿部Ａ201号
債務者　昆　　秀幸
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６２２号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字笹森89番地　パストラルおさない102号
債務者　七戸　和彦
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６３８号
盛岡市上太田蔵戸36番地３
債務者　熊谷美津子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６４３号
岩手県奥州市水沢区字三本木７番地24　リーブル水沢402
債務者　阿部　慶太
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６４９号
盛岡市月が丘３丁目49―６　さくらそう、住民票上の住所京都市右京区太秦多藪町14番地５　サンヴェール太秦126号
債務者　徳本　　博
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６５０号
盛岡市本町通１丁目10番５―503号、旧住所盛岡市黒川12地割13番地12
債務者　徳本　晋一
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６０６号
茨城県水戸市堀町1774番地の３、住民票上の住所茨城県笠間市南友部79番地１
債務者　根本　進一
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３５５号
茨城県石岡市旭台２丁目15番８―303号　みどりビル
債務者　髙橋　祐太
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６４号
新潟県新発田市舟入町２丁目１番４号
債務者　板倉　紀子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで　新潟地方裁判所新発田支部